

# 特定間伐等促進計画(策定)

福井県

永平寺町

令和6年4月(策定)

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、46,820ha(年平均4,682ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や永平寺町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で939ha(年平均約94ha)の間伐を行うことを、永平寺町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講すべき区域の基準に従い、永平寺町特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

### 3 特定間伐等の実施計画

### (1) 間伐

## (2) 造林

### (3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所	内容	交付金	備考
該当なし					

#### (4) 作業路網

(5)その他施設

事業実施主体	事業 実施 年度	所在場所				施設名	数量	番号	交付金 希望	備考
		都道 府県	市町	大字又 は林班	地番又 は林小 班					
該当なし										

(6)事業実施箇所  
別図2のとおり

(なお、森林経営計画に基づき実施する箇所については記載を省略)

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林組合等と連携し、森林所有者に働きかけなどを行い、森林組合等への施業の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。

また、森林経営計画を通じて施業の集約化や効率的な路網整備を進め、搬出間伐等の森林施業により持続的な森林整備を推進していく。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

県や組合と連携とともに、森林クラウドの活用により森林情報の収集や境界の確認を効率化し、森林所有者や地域住民の合意形成を促進する。

## 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

### (1) 路網の整備の推進に関すること

環境負荷の低減に配慮しつつ間伐等を効率的に実施するため、傾斜等の自然条件や森林施業のまとまり等、地域の特性に応じた路網整備の計画・推進に努める。

### (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況や路網密度に応じた適切な作業システムや高性能林業機械を導入・活用するとともに、施業地の確保や効率的な現場管理等を通じた高性能林業機械の安定的な稼働により生産性の向上を推進していく。

### (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

植栽適期の長いコンテナ苗の活用や主伐と再造林の一貫施業、下刈り回数の低減、適地での天然更新等により、造林・保育の低コスト化を推進していく。

## 6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐における採算性を確保するためには、供給側では原木の価値に応じた適切な造材や仕分け等による各材質の供給量の増加、利用側では需要量や受入規格の明確化を推進していく。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

隣接する市や森林組合、県との情報交換を積極的に行い、長期的な木材需要にかかる取り組みの検討・推進を図る。

## 7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林道事業体に対して、県等と連携し関連する研修や制度の情報提供に努め、高性能林業機械オペレーターなど現場技能者の育成を図る。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合には、森林の適切な整備、素材生産への取組みの強化など多角的な事業展開を行うことが求められている。そのため、組合が多角的な事業を行うことに対して支援を行う。  
また、技術研修会等を実施し、作業技術を有する人材の養成に努める。

(別紙)3関係

### (1) 間伐

(別紙)3関係

## (2) 造林

(別紙)3関係

#### (4) 作業路網

(別紙)3関係

## (5) その他施設